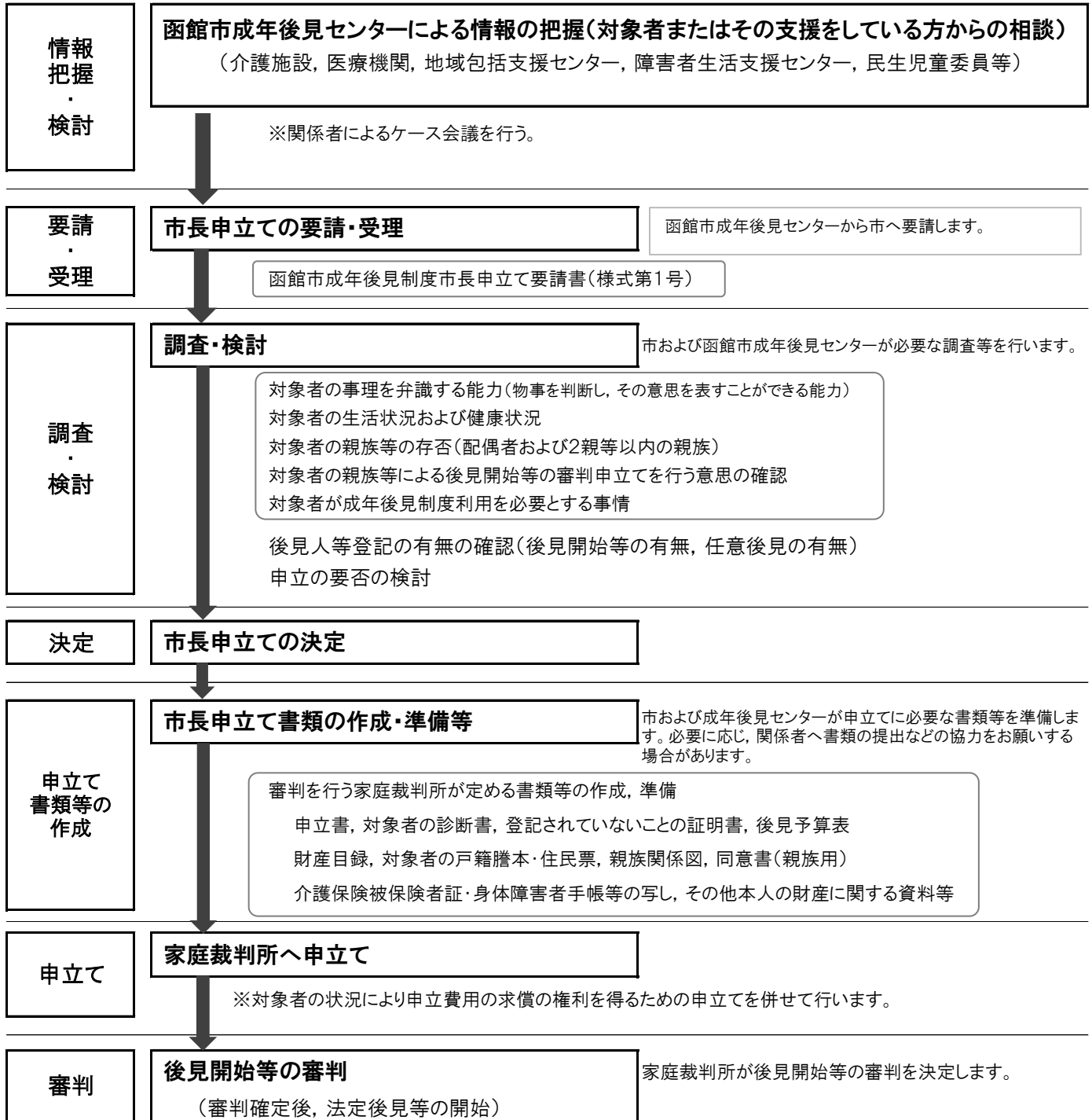


## 成年後見制度利用支援事業 市長申立てのフローチャート

判断能力が不十分な認知症等の高齢者、知的障がい者、精神障がい者であって、成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行っています。

### 【対象者】

- (1) 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所等により本市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が函館市以外の市町村(長)となっているものを除く。
- (2) 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所等に伴う本市からの転出により、介護保険等の実施機関が函館市(長)となっている者。



<b>問合せ先</b>	<p>函館市成年後見センター 電話 23-2600 (事業全体に関するお問い合わせ先)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">高齢者</td> <td style="width: 33%;">函館市保健福祉部高齢福祉課</td> <td style="width: 33%;">電話21-3081</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>函館市保健福祉部障がい保健福祉課</td> <td>電話21-3302</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>函館市保健福祉部障がい保健福祉課</td> <td>電話21-3077</td> </tr> </table>	高齢者	函館市保健福祉部高齢福祉課	電話21-3081	知的障がい者	函館市保健福祉部障がい保健福祉課	電話21-3302	精神障がい者	函館市保健福祉部障がい保健福祉課	電話21-3077
高齢者	函館市保健福祉部高齢福祉課	電話21-3081								
知的障がい者	函館市保健福祉部障がい保健福祉課	電話21-3302								
精神障がい者	函館市保健福祉部障がい保健福祉課	電話21-3077								